

技術的論点の合意の概要

予備計算および自己資本のフロア

信用リスクについて基礎的内部格付手法を用いる銀行の予備計算期間は、2006 年中の 1 年間とする。

信用リスクおよびオペレーショナルリスクについて現行の枠組から先進的手法に直接移行する銀行は、2006 年および 2007 年の 2 年間で予備計算 / 影響度調査の期間とする。

基礎的および先進的手法の双方について、2008 年および 2009 年中のフロアは、それぞれ 90% および 80% とする。また、基礎的内部格付手法を用いる銀行の 2007 年中のフロアは 95% とする。

リボルビング型リテール向けエクスポージャーの取扱い

バーゼル銀行監督委員会は 5 月の会合において、消費者向けクレジットカード債権およびその他のリボルビング型リテール向けエクスポージャーの取扱いについて詳細を決定した。取扱いの仕組みは概ね以下のとおりであり、当委員会が 2004 年中央に公表する文書に反映される。

- ・ 適格なりボルビング型リテール向けエクスポージャー (QRRE) の所要自己資本は、最近の実証研究の結果と整合的なものとする。QRRE の資産相関は、2003 年 4 月に公表した第三次市中協議文書ではデフォルト確率に応じて設定することが求められているが、これを変更して一律 4% とする。
- ・ QRRE の証券化ポートフォリオに関する自己資本の枠組は、証券化取引の経済的実態をより正確に反映したものとする。証券化エクスポージャーに関連するクレジットラインの未使用枠は、売り手と投資家の持分に配分される。証券化エクスポージャーに関する未使用枠の売り手側の保有分は、信用リスクに係る内部格付手法で取扱うこととなる。一方、同様のエクス

ポージャーの未使用枠の投資家側の保有分については、早期償還条項に対する I R B および標準的手法双方の証券化の取扱いにおける掛目 (C C F) の見直しを通じて対処される。非コントロール型早期償還条項に対する修正 C C F は以下のとおりである。コントロール型早期償還条項に対する C C F にも小幅ながら同様の変更が加えられる。

無条件で取消可能なリテール向けエクスポージャーの
非コントロール型早期償還条項

エクセス・スプレッド	掛目 (C C F)
トラッピング・ポイントの 133.33%以上	0%
100%以上 133.33%未満	5%
75%以上 100%未満	15%
50%以上 75%未満	50%
50%未満	100%

デフォルト時損失率の測定方法

本日のもう一つの合意事項は、景気後退期に借り手がデフォルトした場合に損失率が平均より高くなる可能性への対応である。この問題は、当委員会が 2003 年 4 月に公表した第三次市中協議文書にも言及されている。同文書では、先進的内部格付手法を採用する銀行に対し、特に影響の大きいエクスポージャーについては L G D (デフォルト時損失率) の設定に際してこの潜在的なリスクを考慮するよう求めている。その後、業界と協議した結果、この問題の重要度はエクスポージャーの種類により異なること、および、個別の銀行はこのリスクを評価するための高度な手法を有していないことが判明した。

当委員会は、対象となるリスクを把握するため、必要に応じ「景気後退 (economic downturn)」状態を反映する単一の L G D に基づく仕組みを維持すべきであると考えている。当委員会は、様々な種類のエクスポージャーについて適切な「景気後退」 L G D を確立する方法について大まかな意見の一致を形成する努力をしつつ、銀行の内部的な L G D 算定プロセスは専ら期待 L G D (expected

LGD)の推計に焦点を合わせることが、ひとつの解決方法であると考えている。このため、必要に応じて適切な「景気後退」LGDが適用されることを確保する方法について、業界から更なるインプットを得ること、および業界と更なる対話を行うことが極めて望ましい。

バーゼル の水準調整

当委員会は、最低所要自己資本の全体水準に関する目標を再度明言することが重要であると考えている。すなわち、新しい枠組の中のより先進的でリスク感応度の高い手法を採用するインセンティブも与えつつ、最低所要自己資本の全体水準をほぼ現状どおりとする、という目標である。当委員会は、新しい枠組を実施する前に、水準調整を更に見直す必要があることを確認した。当委員会は、そうした見直しを行う時点において入手可能な情報から自己資本総額に関する当委員会の目標が達成されないことが判明した場合は、これに対処するために必要な措置をとる用意がある。水準調整は枠組そのものの構造とは切り離して行うという原則に従って、具体的な調整は新しい枠組による算定結果に単一のスケールリング・ファクター（1超あるいは1未満）を適用するというものとなる。期待損失・非期待損失に係る決定に基づく調整を踏まえQIS3（第三次定量的影響度調査）のデータを使って算出した、現時点における最も蓋然性の高いスケールリング・ファクターの推計値は1.06である。スケールリング・ファクターの最終的な決定は、予備計算の結果に基づき行われ、実施される枠組のすべての要素を反映することになる。